

長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、東京2020オリンピック競技大会（以下、「大会」という。）でサーフィン競技が初めて正式種目となり、且つ競技会場が一宮町の釣ヶ崎海岸に決定したことを踏まえ、関係市町村と関連団体が連携しながらサーフィン競技を応援し、大会機運の醸成や大会の成功及び開催効果を広く波及させることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、協議会は次の事業を行う。

- (1) 関係市町村及び関連団体との連携強化や協力体制の構築
- (2) 情報の共有化
- (3) 大会機運の醸成
- (4) 大会開催効果の波及促進
- (5) 関係機関等に対する要望活動
- (6) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は一宮町、いすみ市、関係市町村、関連団体、その他協議会の目的に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事等)

第6条 会長は、協議会を代表し事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、協議会の基本的事項を協議する。

4 監事は、会計を監査する。

5 役員は、次の事項を所掌する。

(1) 協議会において調整が必要となった事項に係る決定又は調整

(2) 協議会において他の関係団体への要望が必要となった事項に係る要望活動

(3) その他、第2条の目的達成及び第3条の事業実施をする上で必要な事項

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の目的達成に必要な助言を行う。

(総会)

第8条 協議会の総会は、協議会を構成する会員等で構成し、毎年1回開催し、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会長が議長になる。

3 総会は、事業計画、事業報告、その他重要事項について議決する。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めた時、会長が召集し、会長が議長となる。

2 役員は、必要に応じて会長に会議の招集を求めることができる。

3 会長は、必要があるときは、会議への役員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第10条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が任命又は委嘱する部会員若干名をもって構成する。

3 部会は、必要な事項の協議並びに事業運営に必要な実務を行う。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、一宮町オリンピック推進課に事務局を置く。

(解散)

第 12 条 協議会は、第 2 条の目的を達成したときに解散することとする。

(雑則)

第 13 条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、平成 30 年 1 月 29 日から施行する。